

2009年2月5日

## 2009年度事業計画

### 1. 仲裁及び調停に係る事務の実施

スポーツ仲裁、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁、特定合意に基づくスポーツ仲裁及び特定合意に基づくスポーツ調停関連諸規則に拠って、仲裁及び調停に係る事務を行う。

### 2. スポーツ仲裁法研究会の開催

スポーツ仲裁及び調停、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁、スポーツに関する法等の研究を行い、当機構仲裁人調停人候補者である研究会メンバーがそれらに対する理解を一層深め、また研究の成果を公表することにより大方の認識を広めることに資する。年3回程度（うち1回は関西）の開催を予定する。

### 3. スポーツ仲裁シンポジウムの開催

下記の2004年度以降毎年度開催してきたシンポジウムの経験と成果をふまえ、本年度は、競技団体・アスリートを主たる対象として、スポーツ仲裁、調停、スポーツに関する法の意義と重要性等に関し一層の理解を深めて貰うことに加え、新たにドーピング仲裁をも重要テーマとして掲げ、第4四半期に開催を予定する。

#### 記

第1回	04-11-14	日本経済新聞社と共催
第2回	05-11-26	上智大学法科大学院主催、 当機構は立教大学ビジネスロー研究所 並びに同学ウエルネス研究所とともに協力機関
第3回	06-11-25	大阪市と共催
第4回	08-03-22	(財)日本アンチ・ドーピング機構と共催
第5回	09-03-14	東京都と共催

### 4. ドーピング紛争仲裁調査研究の実施

文部科学省委託事業「ドーピング防止活動の推進」のうち、当機構が受託している「ドーピング紛争仲裁に関する調査研究」につき、昨年度に引き続き、ドーピング仲裁研究委員会とそのもとに設置されたワーキンググループにより調査研究を行う。本年度はCASの仲裁判断例の検討分析、外国におけ

る国内ドーピング防止機関の課した処分に対する不服、申立機関の調査等を中核に研究の報告書を取りまとめることを予定する。

**5. 事前相談、問い合わせ案件への対応**

当機構事務局に持ち込まれる事前相談、問い合わせに適切かつ円滑に対応する。

**6. 競技者、競技団体に対する当機構の業務説明会の開催**

競技者、競技団体関係者等の異動に対応し、当機構業務の周知理解を図るため、少なくとも年1回の説明会開催を予定する。

**7. 法人格のない日本スポーツ仲裁機構（旧機構）の残務処理に対応する事務処理**

3月末日解散する法人格のない機構の決算・監査等の残務処理は日本スポーツ仲裁機構清算団体が担当し、処理が完了し次第解散する予定であり、これに対応する事務処理を行う。

**8. 文献収集、公表**

スポーツ仲裁、調停、ドーピング仲裁、スポーツ関連法等に関する内外の文献を収集するとともに、文献リスト等の情報をホームページ等を通じて公表する。

**9. 情報交換**

諸外国におけるスポーツ仲裁機関との継続的な情報交換を行う。

**10. その他**

機構のその他の事業のうち、必要と認められるものを行う。

以上